

アジア太平洋地域におけるサイテックオーストラリアホールディングス以外のサイテック法人が行う商品の販売及び引渡しにおいて適用すべき一般条件（注文請け書/引渡し書類/インボイスの中で更に詳しく特定されている法人（以下「売主」という））

1. 一般

- 1.1 これら条件は、売主による製品（「本商品」）の販売及び引渡しに係わる売主による全てのオファー、及び売主に対する全ての注文に対し適用され、更に本商品に係わる売主との全ての契約に対し適用される。
- 1.2 以前の注文または今後の注文に含まれるか、または買い手（「買主」）により提供されるその他の文書に含まれるかに関わらず、他のいずれかの当事者または買主の条件の適用可能性は、明確に排除される。
- 1.3 これら条件から逸脱する事項は、かかる事項が売主により書面に承諾される場合のみ、及びその限りにおいて、買主により実施され得る。売主が書面により当該事項を明確に承認していることを条件として、当該事項及びこれら2条件の間に齟齬が生じる場合には、当該事項が優先するものとする。

2. オファー、注文、及び契約

- 2.1 売主からの全てのオファーは、拘束力を有しない。
- 2.2 買主による注文、または買主による売主のオファーの承諾は、取消不能とする。
- 2.3 売主は、売主が買主の注文または買主のオファーを書面により承諾している場合にのみ拘束されるものとする。売主の職員による、または売り主の職員との口頭での約束または契約は、売主がこれらを書面により承認している場合を除き、売主を拘束しない。
- 2.4 締結された契約のいずれの変更も同様に書面により行われなければならない。また売主と買主の双方により承諾されなければならない。

3. 価格

- 3.1 売主によって設定された、または売主と共に合意された価格は、付加価値税（VAT）及び/または物品サービス税（GST）を含まない。別段の合意がある場合を除き、かかる価格は、インコタームズ 2010 において言及されている輸送費込条件（CPT）について有効である。
- 3.2 売主は、書面による通知を買主に送達することにより、価格を精査し、かつ調整する権利を留保し、また、買主の注文を満たすために、船積日時点での本商品の現在価格を適用する権利を留保する。

4. 納期及び引渡し

- 4.1 納期は、(i) 契約書の作成、(ii) 買主から要求される全てのデータ及び情報を売主が受け取ること、(iii) (該当する場合) 売主による前払金の受領、または支払いについての担保が売主の処分任せられたこと、の全てが生じた後に開始される。
- 4.2 全ての船積日及び引渡し日、は、見積り日にすぎない。合意または約定された期間内に船積み、または引渡しが行われないことにより、買主に損害賠償または補償に対する権利を与えない。ただし、合意済み引渡期間内には荷積みすべし、その後、買主が書面により指定した合理的期間内に問題の商品を売主が引き取れないことを条件とし、買主は、遅延している注文を、書面による通知により取り消す権利を有する。

- 4.3 納期は、契約の履行が不可抗力の事象により遅延した時間分延長される。また同様に納期は、売主により同意されている、または売主により合理的に予測し得る義務の履行について、買主が遅延した時間分延長される。
- 4.4 売主は、買主による注文、または買主との契約について、本商品を何回かに分けて、及び/または関連会社を通じて引き渡す権利を有する。各々の部分的引渡しは、これら商品の適用性において独立した引渡しとみなされる。
- 4.5 売主は、当該本商品の提供可能性、並びに提供可能な本商品を売主の内部利用及び他の買い手のために割り当てる売主の権利に常に服することを条件として、売主に知らされている、本商品に係わる買主の年間予想購入量の 10%、または年間予想購入量がない場合には、過去 12 か月を通じた買主の年間平均購入数量の 10% を超える量の本商品を引き渡すことを、いずれの月においても義務づけられないものとする。売主が船積地点で計った重量を適用する。売主は、出荷物の航路を決める権利を留保する。

5. 輸送及び機器

- 5.1 売主が輸送を手配する全てのケースにおいて、売主は、手段、タイムスケジュール、またはその他の何らかの仕様もしくは詳細を単独で決める権利を有する。
- 5.2 売主は、買主が手配したコンテナ、タンカー、トラック、及び/またはその他の手段の運搬機器を積載する又は荷積みする際に利用することを義務づけられるのみである。ただし、それが (i) 積載準備完了状態にあり、(ii) 売主の安全基準、及び管轄権を有する政府の全ての安全基準に従い、(iii) 荷積みに係わる売主の全ての指図が嚴格かつ完全に遵守されていることを条件とする。
- 5.3 返却可能な売主のセミトラックコンテナ、及び売主の(その他の) 機器が買主の処分任せられる場合には、売主の指図に従って利用されるものとし、また売主の要請、または買主側の明確な合意に従い、または合意された返却日が存在しない場合には、合意または意図された当該コンテナ等の使用後、可能な限り速やかに返却されるものとする。
- 5.4 別段の記載がある場合を除き、本商品のコンテナはいかなる状況の下でも、食品、農、農業、医薬品、または化粧品のためのために再利用してはならない。

6. リスク、所有権、知的財産権

- 6.1 本商品の損害または損失のリスクは、売主が当該本商品を引渡した時点、または売主が自己の引渡し義務を履行した時点のいずれか早い時点において買主に転移するものとする。
- 6.2 売主により販売され、引き渡された全ての本商品の所有権は、関連する注文または契約、及び/または以前もしくは以後の同様の性質の注文または契約に関して売主に支払うべき全て（損害賠償金、コスト、及び利息を含む）がこれらに限られない限り、その全額を買主が支払う時まで、売主に帰属するものとする。上記の金銭の支払いと同じく、買主は担保権や債権のない、全ての当該本商品の良好な所有権を取得するものとする。
- 6.3 引き渡された本商品のまたは引き渡された本商品に関連する全ての産業財産権及び知的財産権は、売主または当該本商品に対する権利を有する第三者に帰属するものとし、かつ本商品の購入により買主に転移するとはみなさないものとする。
- 6.4 売主は手段の如何を問わず、いずれの本商品についても、直接的、または間接的に、研究、分析、分解、リバース・エンジニアリングを実施しないものとし、また本商品に関連する知的財産権を侵害することを企てないものとする。
- 6.5 買主は、売主の書面による事前許可を経ずに、売主の商標のもとで本商品の売買、販売、取引をしないものとする。

7. 検収、受領

- 7.1 買主は、引渡し時に、合意された場所における本商品の物理的受領を義務づけられる。本商品の受領に関連する売主の一切のコスト（輸送及び貯蔵のコストを含む）がこれらに限られない）は、買主により負担されるものとする。
- 7.2 買主は物理的引渡しの時に、重量、数量、及び直ちに気付き得る瑕疵について本商品を検査することを義務づけられる。
- 7.3 直ちに気付き得る瑕疵に関する請求は、この第 9 条に基づいて売主に通知するものとし、売主の義務はここに記載されているとおりである。
- 7.4 不足（重量/数量）に係わる請求は、物理的引渡しの後 14 日以内に、売主に対し書面に通知するものとする。適かつ正当になされた苦情の場合には、売主は、買主の選択により、追加の引渡しを手配するか、または不足の程度に応じて買主に対し返金するものとする。不足については、売主は、上記の義務以外には追加の義務を負わないものとする。
- 7.5 売主の航空宇宙産業及び工業材料産業に係わる本商品の販売について、売主による注文数量の±10%の発送は注文に合致しているものとみなされ、かつ買主は、実際に発送された数量の支払いを義務づけられるものとする。

8. 不可抗力

- 8.1 注文や契約の履行の全部または一部が、売主の合理的制御範囲を超える状況（自然災害、疫病、戦争、動員令、革命、現場または建物の封鎖、ストライキ、特定作業妨害または違法罰金減産、及びロックアウト）、輸送妨害、原料もしくはエネルギーの不足、第三者から注文された本商品またはサービスの売主に対する提供の遅延、事故、及び事業活動妨害、政府による介入（「不可抗力事由」）を含むがこれらに限られない）により、阻害されまたは遅延させられた場合、ならびに売主が当該不可抗力事由により悪影響を被った場合、関連する注文及び/または契約に基づく売主の責任は停止されるものとする。更に、売主は、提供可能な原料及び本商品を、売主の内部利用及びその他の買い手のために割り当てる権利を有するものとする。不可抗力事由が 4 週を超えて継続する場合には、売主と買主の双方は、書面による宣言により、この第 13 条の規定に反することなく、影響を被る注文または契約の履行不能部分を取り消す権限を有する。

9. 保証

- 9.1 売主は、売主の本商品が売主自身の仕様と適合していることを保証する。明示的か黙示的か、適合性または非侵害またはその他のものであるかに関わらず、販売される本商品または提供されるいかなる指図もしくは技術的アドバイスについて、いかなる種類の保証も存在しない。本商品の利用もしくは用途に関連して売主または売主の代表者が提供する技術的アドバイスもしくは推薦は信頼し得るものであるが、売主は、その正確性、完全性、または本商品の工程もしくは利用に関して獲得される結果について、明示的か黙示的かに関わらず、一切の保証を行わない。買主は、品質管理、試験、及び買主が意図した用途または利用に本商品が適合することの決定について、独自に実行し、かつ全責任を負う。直ちに気付き得る瑕疵、またはこれら条件に基づき請求が売主に提出され、かつ売主により承諾されるその他の瑕疵の場合には、売主は、売主自身の裁量により、無償での再引渡し、または合理的である限りにおいて、問題の本商品のインボイス価格の全部または一部について買主への返金を行う。
- 9.2 直ちに気付き得る瑕疵に関して、買主は、当該本商品の引渡しの日から 14 日以内に請求を提出しなければならない。そのようにならなかつた場合、買主は、売主に対し、直ちに気付き得る瑕疵に係わる製品保証を主張できなくなる。
- 9.3 その他の瑕疵に関する請求は、かかる瑕疵の出現後 14 日以内にされなければならない。そのようにならなかつた場合、売主は、売主に対し、当該瑕疵に係わる製品保証を主張できなくなる。
- 9.4 次の場合には、保証に対する全ての権利が失効する。
 - a. 輸送または貯蔵についての売主による指図が適正に遵守されていない場合、
 - b. 本商品が不適切に使用され、または本商品が指図された目的、要求された目的、もしくは通常目的に適合せず使用される場合、
 - c. 買主が、関連する注文もしくは契約に基づく売主に対する義務を履行せず、または買主が、適正もしくは適時に義務を履行しない場合。

2015 年 8 月 7 日

- 9.5 売主が引き渡す本商品のあらゆる瑕疵に係わる売主の責任は、これら条件の中に記載された売主の保証義務に限定されるものとする。

10. 責任

- 10.1 売主は、過失利益を含み、いかなる状況の下でも、結果的、間接的、特別的、または懲罰的損害について責任を負わないものとする。
- 10.2 これら条件において抵触する他のいかなる規定に関わらず、適用される法律及び規則により最も許される限りにおいて、売主が負担すべき損害は、引き渡され、または関連して損害が生じた当該本商品のインボイス価格を上回らないものとする。
- 10.3 売主に対する請求は、売主によって認められたものを除き、請求が生じた時から 12 か月の期間経過後に失効する。
- 10.4 売主の従業員、または注文もしくは契約の履行のために売主が引き入れた独立契約者は、買主に対し、関連契約及びこれら条件に基づき、あたかも彼ら自身が当該契約の当事者であるかのように、全ての防衛手段を行使することができる。

11. 支払い及び別段

- 11.1 売主は、当事者間の合意がある場合を除き、買主による支払いは、請求日から 30 日以内に完了しなければならない。但し、売主は、常に、代金の全額または一部の前払いを要求する権利を有し、及び/または、支払のための担保を取得する権利を有する。
- 11.2 買主は、当事者間により及び当事者間で請求される額を相殺する権利を放棄する。保証請求は、買主の支払義務を停止するものではなく、買主が支払うべき額を相殺するために利用されてはならない。
- 11.3 買主が、上記規定に基づき、支払うべき金銭の支払いを適正かつ適時に履行しない場合は、通知なく債務不履行となる。買主がいずれかの支払いにつき債務不履行となつた場合、直ちに、買主に対する売主との全ての残存請求の期限が到来し、買主は、それらの請求権に関し、直ちに、通知なく債務不履行となる。買主が債務不履行を完結させた日から、買主は売主に対し、実際の支払まで、負債総額について月あたり 1%の遅延利息を支払ふ。

12. 再販業者、配給業者、及び輸出業者

- 12.1 関係 買主が、本商品のいずれかの部分の輸出、配給もしくは再販を意図する場合、買主は、以下に掲げる内容を誓約する。
 - a. 12.1 関係 買主は、独立した輸出業者、配給業者、または再販業者であり、かつ独立した輸出業者、配給業者、または再販業者として活動するものとし、また、買主自身の計算で本商品を売主から購入するものとする。買主は、これらの条件、関連契約または注文に基づき行われる買主自身のコスト及び費用を負担するものとし、また、売主からコミッションやその他の報酬を受領してはならない。買主は、買主の顧客による支払不能、または未払いから生じる損失について責任を負うものとする。買主は、売主の代理人、代表者または売主の関連会社として活動する権限を有する。かつ、買主自身を売主の代理人、代表者または売主の関連会社であると称しないものとし、また、売主もしくは売主の関連会社の代わりに、または売主もしくは売主の関連会社の計算で、契約の締結、債務の負担、表明をしてはならず、いかなる態様においても、権限を付与された売主の代表者が署名した書面による売主の事前同意を経ずに、売主もしくは売主の関連会社を拘束し、または拘束することを企ててはならない。

12.2 梱包及びブランピング

- 12.2 買主は、本商品の再梱包、または本商品から売主のラベルを除去してはならないが、再梱包が書面による売主の事前承認により授權されている場合を除き、本商品が売主により最初に梱包されたコンテナに引き入れた状態での当該本商品を再販するものとする。買主は、いかなる時でも、本商品のラベル上または売主により公開された仕様の下で開示された用途または目的以外の用途または目的のために、本商品を販売し、売り込み、または宣伝しないものとする。

12.3 輸出管理

- 12.3 輸出管理 技術データと同様に、本商品を提供する売主のあらゆる義務は、全ての点において、技術及び製品の輸出、実施許諾、または引渡しを随時規制する法律及び規則に従うものとする。買主は、輸出国及び本商品の原産国の全ての適用される法律及び規則を含む、全ての適用される法律及び規則に従って場合を除き、本商品または本商品に係わる技術データの輸出、再輸出を示さないことを表明し、かつ保証する。

- 12.4 買主は、買主に開示したを提供された本商品または技術データの輸出、再輸出、及び/または積み換えについて明確に許可する事前の書面による承認を関係当局から取得しない限り、買主は、禁輸国に対し、本商品または技術データを直接的または間接的に輸出、再輸出、積み換えないことと同意する。

12.4 禁止された顧客

- 12.4 買主は、権限を付与された売主の代表者が署名した事前の書面による許可を経ずに、生物兵器、化学兵器及び核兵器を含む、軍用機器、軍用装備、または兵器の研究または生産に従事する公約または私的のいずれの組織に対しても、本商品を再販しないことと同意する。

12.5 実施許諾及び承認

- 12.5 買主は、買主による本商品の販売及び買主による本商品の購入を許可されるために必要な全ての輸入免許及び政府承認を売主の費用で取得することを表明し、かつ保証する。買主は、該当する全ての管轄区域における全登録要件に従い、本契約に基づいて売主に支払うべき金銭の支払いを保証するために必要な承認を銀行当局及びその他の政府機関から取得し、また、買主に適用される全ての政府の法律、規制及び命令（独立した配給業者または再販業者として政府機関に登録するための要件、並びに本商品の発注、輸出、船積み、輸入、販売（政府調達を含む））、引渡し、または再引渡しを規制し、または影響を及ぼす全ての法律、規則、もしくは命令を含むがこれらに限られない）を遵守するものとする。買主は、買主による本条項の遵守を確認するために売主に要請する文書類を売主に提供し、また、買主は、何らかの行為の経過の中で、売主の合理的な信念の範囲において、売主をいずれかの管轄区域での法律違反に引き込めないことと同意する。

12.6 保険

- 12.6 買主が本商品を配給または再販している期間中、買主は、最低限、下記のような保険に加入し、かつ維持することと同意する。1 事故あたり 200 万ドル/総計 500 万ドルの独立契約者、完成した製品、及び包括的契約責任を含む、身体傷害及び広範な形態の財産損害をカバーする包括総合賠償責任保険。売主が要請すれば、買主は、かかる適用範囲の証拠を提供するものとする。

13. 修正、解除

- 13.1 買主が、その 1 つ以上の義務を適正かつ適時に果たさない場合、破産を宣告された場合、(一時的) 支払猶子を要請する場合、買主の資産の全部もしくは一部が差し押さえられる場合と同時に、買主の事業の清算を進める場合、または類似するその他の権利もしくは行動に従事する場合、売主は、書面による宣言をもって、売主の選択により、かつコスト、損害、及び手続に係わる補償に対する権利を毀損することなく、事前の不履行通知無しで、いずれかの注目もしくは契約の履行を停止するか、または注文の全部もしくは一部を取り消すか、または契約の全部もしくは一部を解除する権利を有する。
- 13.2 買主は、これら条件の第 4.2 条及び第 8.1 条の中で言及されているケースにおいてのみ、また、支払期限が到来しているか否かに関わらず、その時点で売主に支払うべき全ての金銭の売主に対する支払いの後でのみ、解除する権限を付与されるものとする。

14. 紛争及び適用法

- 14.1 当事者間に存在する一切の紛争は、売主が管轄権のある他の法廷地を希望する場合を除き、注文を確認した売主事業体の登録所在地の管轄裁判所によってもっぱら審理されるものとする。
- 14.2 売主と買主との間の契約は、注文を確認した売主事業体の登録所在地がある国の法律に服する。
- 14.3 買主に対する請求の回収に関連して被る売主の全てのコストまたは費用（裁判費用及び弁護士報酬を含む）は、買主の負担とする。

15. 分権可能性

- 15.1 売主の 1 つ以上の条項が無効または実行不能と判断された場合には、無効または実行不能な部分または条項は、当該部分または当該条項の当初の意図を有効かつ実行可能な態様で可能な限りにおいて実行する条項と置き換えるものとする。かかる置き換えができない場合、売主は、取引全部を取消るか、または引き続き有効な条項に基づいて取引を進めるかの選択権を有するものとする。

16. REACH

- 16.1 REACH 欧州議会及び欧州理事会の REACH 規則 No 1907/2006（「REACH」）が適用され、かつ買主が、本商品、本商品の化学要素、及び/または本商品の混合物、同様に REACH の第 3 条第 1 項及び第 2 項により定義されている提供された各混合物または溶液の登録の範囲を広げるため、REACH の第 37.2 条に基づき新しい用途を売主に知らせる場合には、買主は、登録の更新のために必要な全ての情報及びデータを提供する責任を負うものとし、また、追加の関連コストを負担するものとする。

17. 廣散行為の禁止

- 17.1 売主が売主の代理人、配給業者または再販業者として活動する場合には、買主は、買主、買主の取締役、役員、従業員または代理人が、買主による発注または買主が売主と締結した契約の日の時点において、政府、政府機関、もしくは政党の役員、代理人、もしくは職員ではなく、また政治的官職の候補者ではないことを証する。買主は、上記の表明に対する例外となり、または例外となるかもしれない事態を、売主に対し直ちに通知するものとする。買主は、政府、政府機関、固有企業もしくは政府が管理する企業の役員、代理人もしくは職員に対し、または政府もしくは候補者に対し、売主の名義で、売主を代わり、もしくは売主の利益のために、直接的か間接的かを問わず、金銭を支払ひ、金銭の支払いを約束し、もしくは金銭の支払いを承認し、または有価物をオファーし、譲渡、譲渡を約束し、もしくは譲渡の承認しがいものとする。買主は、買主の各取締役、役員、従業員及び代理人に対し、本条の規定を遵守するよう要求するものとする。本条の規定に対する違反は、買主に対する通知無視で、かつ買主に対し責任を負わずに、契約を直ちに解除する権利を売主に与えるものとする。